○厚生労働省令第六十三号

母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）第一条第一項及び第八条の規定に基づき、並びに母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）を実施するため、母体保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

母体保護法施行規則の一部を改正する省令

母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第八号（第九条関係）を次のように改める。

別記様式第八号（第九条関係）

受胎調節実地指導員指定申請書

本籍　住所

一、助産師、保健師又は看護師の別

二、認定講習の名称及び終了年月日

三、旧姓併記の希望の有・無

右により受胎調節実地指導の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

年　月　日

都道府県知事　殿

氏名　　印

旧姓

年　月　日生

別記様式第九号を次のように改める。

別記様式第九号（第十条関係）

表

110mm

第　号

指定証

本籍

助産師、保健師又は看護師の別

氏名

年　月　日生

母体保護法第十五条第一項の規定により指定を受けた者であることを証する。

年　月　日

都道府県知事　印

90mm

裏

記載事項

備考　指定の申請時等に旧姓の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。